

2023年10月12日

従業員各位

建築本部長

私有自動車通勤における高速道路（自動車道）の使用について

私有自動車通勤における高速道路の使用については、社員の通勤時間の縮減、通勤時の疲労軽減等を鑑み、以下のとおり定めましたので通知します。

記

① 許可申請

作業所長は、私有自動車通勤許可を受けた者のうち、高速道路を使用することが明らかに合理的であると判断し、その使用を認める必要が生じた場合は、所定の申請書を建築本部に提出し、その許可を受けるものとする。

(別添：資料①)

② 費用精算

高速料金の精算については、従来の通勤費の精算に準じて行う。

(別添：資料②)

以上